

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年7月

私の母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと思うが、私の年金記録では申立期間の保険料が未納とされており、納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和53年3月3日に申立人に払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続は同時期に行われたことが推認できることから、当該加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母は、昭和36年6月から38年9月までの期間及び48年5月から60歳になる57年\*月までの期間において、国民年金に任意加入し、保険料を納付している上、申立人は、申立期間を除き、保険料を全て納付しており、婚姻による任意加入被保険者への種別変更及び住所変更も適切に行っていることが申立人に係る特殊台帳及び申立人が所持する年金手帳から確認できるなど、申立人の母及び申立人の国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人が所持する領収書から、申立期間直後の昭和52年8月から53年3月までの国民年金保険料が同年3月28日に納付されていることが確認できること、申立人の母は申立人の国民年金加入手続後に速やかに保険料を納付していること、及び申立期間は1か月と短期間であることを踏まえると、保険料の納付意識の高かった申立人の母が、申立期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年6月23日から同年10月1日までの期間及び45年5月1日から同年10月30日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、44年6月は3万3,000円、同年7月から同年9月までは3万6,000円、45年5月から同年9月までは4万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和45年10月30日から46年3月18日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月18日であると認められることから、当該期間の被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については3万6,000円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、昭和45年10月30日から46年3月18日までの期間について、4万8,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額（3万6,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和46年3月18日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（同年3月18日）を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生

住 所 :

## 2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 昭和44年6月23日から同年10月1日まで  
② 昭和45年5月1日から同年10月30日まで  
③ 昭和45年10月30日から46年11月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間①及び②に係る標準報酬月額を給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。また、昭和44年6月から51年3月に同社を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間③の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。調査の上、申立期間③を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②について、申立人から提出された給与明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該期間のうち、昭和44年6月は3万3,000円、同年7月から同年9月までは3万6,000円、45年5月から同年9月までは4万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間③のうち、昭和45年10月30日から46年3月18日までの期間について、申立人から提出された給与明細書、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述により、申立人は当該期間において、A社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社は昭和45年10月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者は、申立人を含めて10人確認できるが、当該資格喪失者に係る届出は、資格喪失日から4か月以上後の46年3月15日から

同年3月18日までの期間（申立人の場合は同年3月18日）に提出されていることが確認できる上、同社の被保険者に係る健康保険被保険者証が同年2月24日に更新された旨の記載が確認できる。

また、A社の当時の取締役（事業主の弟）及び元同僚は、同社が昭和45年10月30日に適用事業所でなくなった以降も5人以上の従業員が勤務していたと供述しており、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和45年10月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主が、社会保険事務所に届出を行った46年3月18日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、被保険者名簿における昭和45年9月の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

他方、申立人から提出された給与明細書（昭和46年2月分を除く。）により、45年10月から46年2月までの標準報酬月額については、4万8,000円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額は4万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間③のうち、昭和46年3月18日から同年11月1日までの期間について、雇用保険の加入記録並びにA社の当時の取締役（事業主の弟）及び複数の元同僚の証言から、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているA社の複数の元同僚は、「給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と供述している。

さらに、上記取締役は、「申立人は、厚生年金保険料を支払っていた。A社は仕方なく、社会保険から一時脱退したが、従業員には説明をせず、再度、適用事業所になってからまとめて保険料を支払おうと経理担当が考えたと思う。」と供述している。

これらのことから判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記2の訂正後の昭和46年2月の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

一方、被保険者名簿によれば、A社は、当該期間において適用事業所としての記録が無いものの、上記取締役及び複数の元同僚の供述により、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は適用事業所としての要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和54年10月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月10日から同年11月1日まで

私は、A社C事務所での研修を終え、昭和54年10月10日付けで辞令を受け、約1週間後に同社B支店に着任し、勤務した。申立期間に厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された社員カードから判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和54年10月10日に同社C事務所から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和54年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は、A社B支店における資格取得日を昭和54年10月10日として届け出るべきところ同年11月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における資格喪失日に係る記録を平成17年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月30日から同年10月1日まで

私は、A事務所に平成16年3月1日から17年9月30日まで勤務し、同年9月分の厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日が同年9月30日となっているので、調査の上、資格喪失日を同年10月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る休暇届及び賃金台帳並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人はA事務所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳の厚生年金保険料控除額から53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、平成17年9月30日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け出ていることが確認でき、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

私のA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月に係る賞与一覧表及び申立期間当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表において確認できる保険料控除額及び賞与額から150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の社会保険担当役員は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5431

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和55年4月1日に入社し、A社に継続して勤務しているが、同年8月31日から同年9月1日までの期間が空白となっているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び事業主の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和55年9月1日に同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載された昭和55年8月1日の随時改定の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料は社会保険事務所(当時)に対して納付していないと思われると回答している上、事業主が資格喪失日を昭和55年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 1 月 13 日  
② 平成 17 年 7 月  
③ 平成 17 年 12 月  
④ 平成 18 年 7 月  
⑤ 平成 18 年 12 月  
⑥ 平成 19 年 7 月  
⑦ 平成 19 年 12 月

私は、A社から申立期間①の平成17年1月に賞与を支給されており、厚生年金保険料を控除されていると思うが、その賞与に係る厚生年金保険の記録が欠落しているので、調査してほしい。

また、その後の申立期間②から⑦までについても、年2回ずつ7月と12月に賞与を支給されていると思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、賞与明細票を所持していないものの、申立人の給与振込口座の取引記録から、平成17年1月13日にA社から賞与の支払を受けていたことが確認できる上、同社の複数の元同僚の同日付け賞与明細票により、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、申立人についても申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

また、申立期間①の標準賞与額については、申立人の賞与振込額から算出

した厚生年金保険料控除額により推認できる賞与額から、13万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①当時の事情は不明と回答しているが、A社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録にも、申立人に係る申立期間①における賞与支給の記録が無く、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）のそれぞれが、事業主から当該賞与に係る届出があったにもかかわらず、いずれも当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、申立期間①に係る標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑦までについて、申立人は、「賞与を支給されていたと思う。」と主張しているが、申立人の給与振込口座の取引記録を縦覧しても、A社からの入金において賞与と確認できるものは、平成17年1月13日の賞与の入金を最後に見当たらない。

また、A社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合は、申立期間②から⑦までに係る申立人の標準賞与額の記録は無いと回答している上、当該事業所で人事業務を担当していた元社員は、「当時は給与の遅配も発生していて、何が給与で何が賞与か分からない状態になっていた。平成17年1月の賞与が最後の賞与だったと思う。」と供述している。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主は、「従業員の賃金台帳等は残っていない。」と回答していることから、申立期間②から⑦までに係る厚生年金保険料の控除について確認することができず、ほかに、申立期間②から⑦までにおける保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 1 月 13 日  
② 平成 17 年 7 月 7 日  
③ 平成 17 年 12 月 7 日  
④ 平成 18 年 7 月 17 日  
⑤ 平成 18 年 12 月 7 日  
⑥ 平成 19 年 7 月 7 日  
⑦ 平成 19 年 12 月 7 日

私は、申立期間①から⑦までについて、A社から賞与を支給されているが、それらの期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が欠落している。申立期間の賞与明細票の写しを提出するので、記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された賞与明細票の写し及び申立人の給与振込口座の取引記録により、申立人は、申立期間①において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、賞与明細票の保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①当時の事情は不明と回答しているが、A社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録にも、申立人に係る申立

期間①における賞与支給の記録が無く、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）のそれぞれが、事業主から当該賞与に係る届出があったにもかかわらず、いずれも当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主は、申立期間①に係る標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑦までについて、申立人は、当該申立期間に係る賞与明細票として、支給年月日が「05-07-07」「05-12-07」「06-07-17」「06-12-07」「07-07-07」「07-12-07」と記載された賞与明細票の写しを提出しているが、当該明細票には厚生年金保険料控除の記載欄が無いことから、保険料控除を確認することができない。

また、当該明細票に記載された雇用保険料の控除額は、支給年月日を西暦表示と判断した場合の平成17年度、18年度及び19年度の保険料率による控除額とは一致せず、和暦表示と判断した場合の5年度、6年度及び7年度の保険料率による控除額と一致することから、申立人から提出された当該明細票は、申立期間②から⑦までに該当するものではないと推認される。

さらに、申立人の給与振込口座の取引記録において、申立期間②から⑦までの日付でA社からの入金は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を15万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月13日  
② 平成17年7月  
③ 平成18年1月

私は、申立期間①から③までについて、A社から賞与を支給されていたと思うが、それらの賞与に係る厚生年金保険の記録が欠落しているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、賞与明細書を所持していないものの、申立人の給与振込口座の取引記録から、平成17年1月13日にA社から賞与の支払を受けていたことが確認できる上、同社の複数の元同僚の同日付け賞与明細票により、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、申立人についても申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

また、申立期間①の標準賞与額については、申立人の賞与振込額から算出した厚生年金保険料控除額により推認できる賞与額から、15万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①当時の事情は不明と回答しているが、A社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録にも、申立人に係る申立期間①における賞与支給の記録が無く、健康保険組合、厚生年金基金及び社

会保険事務所（当時）のそれぞれが、事業主から当該賞与に係る届出があったにもかかわらず、いずれも当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、申立期間①に係る標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③について、申立人は、「賞与を支給されていたと思う。」と主張しているが、申立人の給与振込口座の取引記録を縦覧しても、A社からの入金において、賞与と確認できるものは、平成17年1月13日の賞与の入金を最後に見当たらない。

また、A社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合は、申立期間②及び③に係る申立人の標準賞与額の記録は無いと回答している上、当該事業所で人事業務を担当していた元社員は、「当時は給与の遅配も発生していて、何が給与で何が賞与か分からない状態になっていた。平成17年1月の賞与が最後の賞与だったと思う。」と供述している。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主は、「従業員の賃金台帳等は残っていない。」と回答していることから、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認することができず、ほかに、申立期間②及び③における保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を69万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

私は、A社に勤務していたが、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。賞与明細書は無いが、賞与が振り込まれた通帳を提出するので、申立期間に係る標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の賞与明細書を所持していないものの、申立人から提出された預金通帳の記載から、平成15年12月12日にA社から申立人に対して、賞与（振込額57万3,022円）が支給されていることが確認できる。

また、元同僚が所持する賞与明細書から、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

さらに、上記明細書から申立人の社会保険料控除額等を試算し、B市から提出された申立人に係る平成15年の「住民税賦課資料」の社会保険料控除額等と比較したところ、おおむね一致することから、申立人についても元同僚と同様に賞与から厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、預金通帳の記載額及び平成15年の「住民税賦課資料」の社会保険料控除額から推認できる賞与額から69万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月13日

私は、A社から平成17年1月13日に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていると思うが、その賞与の厚生年金保険の記録が欠落しているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る賞与明細票を所持していないものの、申立人の給与振込口座の取引記録から、平成17年1月13日にA社から賞与の支払を受けていたことが確認できる上、同社の複数の元同僚の同日付け賞与明細票により、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、申立人についても申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人の賞与振込額から算出した厚生年金保険料控除額により推認できる賞与額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の事情は不明と回答しているが、A社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録にも、申立人に係る申立期間における賞与支給の記録が無く、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）のそれぞれが、事業主から当該賞与に係る届出があったにもかかわらず、いずれも当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、申立期間に係る標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を32万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月4日

私は、A社に勤務し、平成15年7月に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録に反映されていないので調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「2003年（平成15年）上期賞与」の明細書及びA社が加入しているB健康保険組合の回答により、申立人は、申立期間において、32万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和44年2月21日から46年9月1日まで、A社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された「本社通達、人事異動について（B事業部関係）」及び同社人事課の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B事業部から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社人事課の回答から、昭和45年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年2月の事業所別被保険者名簿の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成18年5月から19年8月までは24万円、同年9月から20年8月までは26万円、同年9月は28万円とされているところ、これらの額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年5月1日から20年10月1日まで

私は、A社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額について、給与に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、著しく低い金額になっている。申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間のうち、平成18年5月から19年8月までの期間及び同年11月から20年9月までの期間は24万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該賃金台帳により、申立期間のうち、平成19年9月及び同年10月は12万6,000円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されているが、同年12月の賃金台帳では社会保険料調整額の控除が確認できるところ、この調整額は、標準報酬月額24万円に基づく社会保険料額と12万6,000円に基づく社

会保険料額との差額の2か月分の金額と一致することから、当該調整額は、19年9月及び同年10月の社会保険料控除額に対する調整額であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記貸金台帳により確認又は推認できる保険料控除額から24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間について当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準報酬月額の訂正の届出を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月7日は32万円、20年7月4日は33万円、21年12月11日は23万円、22年8月3日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月7日  
② 平成20年7月4日  
③ 平成21年12月11日  
④ 平成22年8月3日

私がA社に勤務した期間において平成19年冬季賞与、20年夏季賞与、21年冬季賞与及び22年夏季賞与が支給されたが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給一覧表及び回答書により、申立人は、平成19年12月7日に32万円、20年7月4日に33万円、21年12月11日に23万円、22年8月3日に20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を、平成15年7月5日は55万円、同年12月20日は50万円、16年7月8日は25万円、同年12月4日は26万4,000円、17年7月8日は26万円、同年12月10日は30万円、18年7月14日は35万円、同年12月8日は36万円、19年12月7日は40万円、20年7月4日は30万円、21年12月11日は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月5日  
② 平成15年12月20日  
③ 平成16年7月8日  
④ 平成16年12月4日  
⑤ 平成17年7月8日  
⑥ 平成17年12月10日  
⑦ 平成18年7月14日  
⑧ 平成18年12月8日  
⑨ 平成19年12月7日  
⑩ 平成20年7月4日  
⑪ 平成21年12月11日

私がA社に勤務した期間において支給された平成15年夏季賞与、15年冬季賞与、16年夏季賞与、16年冬季賞与、17年夏季賞与、17年冬季賞与、18年夏季賞与、18年冬季賞与、19年冬季賞与、20年夏季賞与及び21年冬季賞与から厚生年金保険料が控除されているが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書並びにA社から提出された賞与支給一覧表及び回答書により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与支給一覧表において確認できる保険料控除額から、平成15年7月5日は55万円、同年12月20日は50万円、16年7月8日は25万円、同年12月4日は26万4,000円、17年7月8日は26万円、同年12月10日は30万円、18年7月14日は35万円、同年12月8日は36万円、19年12月7日は40万円、20年7月4日は30万円、21年12月11日は2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を、平成15年7月5日、同年12月20日及び16年7月8日は18万円、同年12月4日は24万4,000円、17年7月8日は19万5,000円、同年12月10日は20万円、18年7月14日は25万円、同年12月8日は30万円、19年12月7日は45万円、20年7月4日は30万円、21年12月11日は10万円、22年8月3日は3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月5日  
② 平成15年12月20日  
③ 平成16年7月8日  
④ 平成16年12月4日  
⑤ 平成17年7月8日  
⑥ 平成17年12月10日  
⑦ 平成18年7月14日  
⑧ 平成18年12月8日  
⑨ 平成19年12月7日  
⑩ 平成20年7月4日  
⑪ 平成21年12月11日  
⑫ 平成22年8月3日

私がA社に勤務した期間において支給された平成15年夏季賞与、15年冬季賞与、16年夏季賞与、16年冬季賞与、17年夏季賞与、17年冬季賞与、18年夏季賞与、18年冬季賞与、19年冬季賞与、20年夏季賞与、21年冬季賞与及び22年夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書並びにA社から提出された賞与支給一覧表及び回答書により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与支給一覧表において確認できる保険料控除額から、平成15年7月5日、同年12月20日及び16年7月8日は18万円、同年12月4日は24万4,000円、17年7月8日は19万5,000円、同年12月10日は20万円、18年7月14日は25万円、同年12月8日は30万円、19年12月7日は45万円、20年7月4日は30万円、21年12月11日は10万円、22年8月3日は3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額を42万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 19 日

平成 20 年 12 月 19 日に支給された賞与について、私の年金記録では標準賞与額の記録が無いが、そのときの銀行預金通帳の写しを添付するので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された銀行預金通帳の記帳履歴及びA社の元破産管財人から提出された平成20年分の賞与に係る支給控除一覧表により、申立人は、同年12月19日に賞与の支払を受け、42万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答は無く不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から48年3月まで

私は先日、「実家の母は、婦人会の係としてA町（現在は、B市）で、国民年金保険料の集金を行っていた。また、姉が婚姻するまで、姉の保険料を母が納付していた。」と聞いた。申立期間当時、私は、大学生でC市に居住していたため、母と同居していなかったが、申立期間において、母が息子である私の保険料も納付していたと思うので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された際、共済組合員として付番されているところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、「母は、姉が婚姻するまで、姉の国民年金保険料を納付していたので、息子である私の保険料も納付していたと思う。」と主張しているが、申立期間当時学生であった申立人は、国民年金の任意加入対象者であったのに対し、「実家にて家事手伝いであった。」と述べている申立人の姉は強制加入対象者であったことから、申立人の母親の国民年金への対応に相違が生じることも考えられるところ、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は既に亡くなっているため、申立期間の手続及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東千葉国民年金 事案 4600 (事案 1682 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から46年10月までの期間、47年2月から同年4月までの期間及び同年6月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から46年10月まで  
② 昭和47年2月から同年4月まで  
③ 昭和47年6月から48年3月まで

私の国民年金保険料は、亡くなった母が納付してくれたはずなので、申立期間に係る保険料が未納となっていることに納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和48年5月であることが確認でき、その時点において少なくとも46年3月以前の国民年金保険料は時効により納付することができず、社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の調査の結果からも別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡が見当たらないこと、ii) 申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとする申立人の母は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であることなどを理由に、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成21年10月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報は提出されず、そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から7年3月まで

私は、母から、私が20歳になったとき、亡くなった父が私の国民年金の加入手続を行ったが、当時、私は学生であったため、父は私の国民年金保険料を納付しなかったところ、後日、保険料が未納であるとして申立期間の納付書が送られてきたので、父は、その納付書で申立期間の保険料を一括納付した旨聞いているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。当該納付書を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付したとして、3枚複写の国庫金納付書を提出しているが、保険料を納付した場合に歳入徴収官に送付される「領収済通知書」及び収納金融機関の控えである「領収控」が含まれており、「領収日付印」欄には3枚とも領収印は無く、使用された形跡も無いことから、申立人の父が、当該納付書により、申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父は既に亡くなっている上、申立人は、「母も、納付書が届いたので、父がその納付書を持って保険料を納付しに行ったこと以上の事情は分からない。」と述べており、申立期間の保険料納付状況の詳細が不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4602 (事案 3235、3661、4124、4317、4447 及び 4508 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から14年1月まで

私は、社会保険事務所(当時)から申立期間の国民年金保険料の納付を電話で促され、私の母が未納となっていた全ての期間の保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料の納付を認めないとする前回までの審議結果に納得できない。申立期間の保険料の納付について弟が証言した内容を書面にて提出するので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人及びその母は、国民年金保険料をまとめて納付したのは1回だけであると申述しているところ、オンライン記録によると、申立期間直前の平成10年10月から12年3月までの保険料(合計金額23万9,400円)を同年8月25日に一括して過年度納付したことが確認できることから、申立人及びその母の一括納付に関する記憶は、当該期間に関するものである可能性が考えられること、ii) オンライン記録によると、申立期間直後の14年2月及び同年3月分の保険料を16年3月22日に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないこと、iii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどを理由に、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、23年2月2日、同年7月6日、24年2月29日、同年7月25日及び25年2月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の申立てにおいて、申立人から、申立期間に係る保険料納付の状況については申立人の弟が記憶しているとする書面が提出されたため、申立人

の弟に対し照会したが、申立人の弟からは申立期間に係る保険料の納付時期を推認できる具体的な回答は得られない上、申立期間の保険料の納付時期、納付と納付の間隔、納付金額及び納付した者等について、改めて申立人及び申立人の母に聴取したが、これまでの決定を変更すべき新たな証言及び周辺事情は得られないことなどを理由に、既に年金記録確認関東地方第三者委員会の決定に基づき、平成25年9月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立人の弟が、平成14年1月頃に申立期間の保険料を納付したことを母から聞いたとする内容の書面を提出していることから、申立人の弟に対し、母から聞いたとする申立期間の保険料納付の具体的な内容について照会したが、回答内容はこれまで申立人及び申立人の母から聴取した内容とほぼ同様である。

そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会及び年金記録確認関東地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から61年3月までの期間及び同年4月から平成10年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年11月から61年3月まで  
② 昭和61年4月から平成10年6月まで

私は、昭和55年12月頃に、国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、私か私の母が定期的に納付しているはずであり、申立期間が未加入期間又は未納期間とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和55年12月頃に、国民年金の任意加入手続を行い、それ以降の国民年金保険料は、私か母が継続して定期的に納付しているはずであり、任意加入の資格喪失手続を行った覚えは無い。」と主張しているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、申立人が国民年金の任意加入被保険者でなくなった日が59年11月24日、次の行に被保険者となった日が61年4月1日と記載されており、その資格記録はオンライン記録と一致し、申立期間①は国民年金に未加入の期間であることから、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立期間②は147か月と長期間であり、行政機関において、これだけの期間にわたり、記録管理を誤るとは考え難い上、申立期間②の一部は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成及び領収済通知書の光学式文字読取機による入力等事務処理の電算化が図られており、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

さらに、国民年金保険料を定期的に納付しているはずとする申立人は、国民年金の諸手続、保険料の納付方法及び納付場所についての記憶が明確でなく、

その母親は申立人の保険料を納付した記憶は無いとしていることから、申立期間の保険料の納付状況は不明である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 1 日から同年 6 月 21 日まで  
② 昭和 42 年 8 月 2 日から 43 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 3 月 1 日から 43 年 2 月 29 日まで A 社に継続して勤務していたが、当該期間のうち、42 年 6 月 21 日から同年 8 月 2 日までの厚生年金保険被保険者記録しかない。申立期間についても、厚生年金保険料を控除されていたはずなので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 42 年 3 月 1 日から 43 年 2 月 29 日まで A 社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、A 社は、昭和 57 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に亡くなっており、申立人に係る人事記録及び賃金台帳等の所在は不明である。

また、A 社に係る被保険者原票において、申立人と同時期に勤務した複数の元同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日は昭和 42 年 6 月 21 日と記録され、被保険者台帳記号番号は同年 7 月 6 日に払い出されている上、当該事業所に係る申立人の被保険者原票によれば、被保険者資格喪失日は同年 8 月 2 日と記録され、健康保険被保険者証の返納日が同年 9 月 12 日であることが確認でき、オンライン記録と一致しており、記録管理に不自然さは認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 10 月 1 日から 29 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 29 年 7 月 1 日から 33 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 27 年 10 月 1 日に A 社に入社し、29 年 7 月 1 日から退職した 33 年 10 月 31 日までの期間は、子会社であった B 社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金を受給した記録になっている。退職するとき、厚生年金保険を脱退することは聞いていないし、請求も受給もしていないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた B 社の事業所別被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に同資格を喪失した脱退手当金の受給要件を有する 40 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、34 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち、27 人は申立人と同様に 6 か月以内に支給決定がなされている。

また、上記脱退手当金の支給記録が確認できる元同僚のうち申立人が記憶している一人は、「事業所に脱退手当金の手続をしてもらった。」と供述しており、申立人が記憶している者以外に調査を行った複数の元同僚も同様の供述をしている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5446（事案 2163 及び 5283 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 22 日から 36 年 12 月 25 日まで  
私は、A社に昭和 34 年 6 月 1 日に入社し、36 年 12 月 25 日に退職するまで継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。申立期間において厚生年金保険被保険者期間となっていないのは納得できないので、被保険者期間を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が氏名を挙げた元同僚 1 名は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、その氏名を確認できるものの、申立人のことを記憶していないことから、被保険者名簿により当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を有する 16 名を把握し、申立人の勤務実態について照会したところ、4 名から回答が得られ、そのうち 1 名は申立人のことを記憶していたが、勤務期間についての供述を得ることができないこと、ii) 当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、当時の関係資料の所在が不明であることから、申立期間当時の勤務実態について確認することができないことなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）及び当委員会の決定に基づき、平成 22 年 7 月 22 日付け及び 25 年 10 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「昭和 36 年 12 月 25 日まで A社に勤務したことは事実であり、被保険者期間が訂正されないことに納得がいかない。」として再申立てを行っている。

しかし、申立人が新たに氏名を挙げた 3 名の元同僚は、申立期間より前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上、2 名は既に亡くなっており、1

名は基礎年金番号に未統合のため連絡先が確認できず、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない。

また、A社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬等級の変遷欄には、昭和36年度の定時決定に係る標準報酬月額の記事は無い上、昭和36年11月28日に当該事業所の被保険者に係る健康保険被保険者証の更新が行われているところ、同日において被保険者資格を有している32名全員に更新済みの表示「36更」の印が押されているが、申立人には、「36更」の印が押されておらず、申立人に係る健康保険被保険者証の更新は行われていない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、年金記録確認千葉地方第三者委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年11月1日まで

私は、昭和21年4月から29年5月までA社（名称変更後は、B社）に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録は、22年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになっており、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する昭和25年11月25日付け創立5周年の表彰状から判断すると、勤務を始めた日は特定できないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、A社は昭和22年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は当該事業所が適用事業所になる前の期間である上、申立人及び申立人の記憶する元同僚らを含む在職者は同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B社は昭和29年11月4日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の所在は不明であり、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除については確認することができない。

さらに、複数の元同僚に文書照会及び電話照会を行ったが、具体的な回答及び供述は得られないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除については確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 53 年 9 月 1 日まで

私は、A社B店が開店した昭和 51 年 7 月に入社したのにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日は 53 年 9 月 1 日とされている。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答書及び申立人に係る「一人別給与簿」から判断すると、申立人は、昭和 51 年 6 月中旬から 53 年 11 月 29 日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（以下「資格取得確認通知書」という。）における資格取得日（昭和 53 年 9 月 1 日）は、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、上記「一人別給与簿」において、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる上、A社は、「申立人の給与簿における本俸から、申立人は、アルバイトとして入社し、昭和 53 年 9 月 1 日に準職員となって厚生年金保険に加入したものと判断できる。当時、アルバイト職員は厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

さらに、資格取得確認通知書において、申立人の前後に記載されている二人は、申立人が同時期に入社した元同僚として姓のみを挙げた者のうちの二人であると思われるところ、当該元同僚の資格取得日は申立人と同日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月13日から23年5月1日まで

私は、昭和19年9月1日にA社に入社し、当初の見習期間を経て、20年9月1日に本採用となって以降、23年4月30日まで正社員の船員として間違いなく2、3年勤務した。ところが、船員保険の記録は、本採用となった20年9月1日から21年1月13日までの4か月しかないので、見習期間は仕方が無いとしても、退職までの期間については認めてほしい。なお、私が当時船に乗っていたことを知っている元同僚及び同級生に勤務実態を確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和21年1月13日から同年4月1日までについては、i) 複数の元同僚が、「申立人と一緒にB丸に乗船していたことは間違いがないが、乗船した期間については記憶が無い。」と証言しており、申立期間における勤務実態を確認することができないこと、ii) A社は既に解散しており、申立人が申立期間において船員保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらないことなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年11月12日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の通知を受けた後、新たな事情及び資料等はないが、昭和21年1月13日から同年4月1日までの期間について、社会保険事務所（当時）が、当初、当該期間の加入を認める回答をしておきながら、その後、取り消したことは納得できないとして再申立てを行っているが、i) C社会保険事務局（当時）は、「D社会保険事務所（当時）において、当初の回答書による加入期間に誤りがあったことから、平成21年8月7日付けの回答書により、

加入期間の訂正（昭和20年9月1日から21年1月13日までの期間に訂正）を申立人宛てに通知した。」と回答していること、ii）ほかに、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会の決定に基づき、23年5月11日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

さらに、上記の通知を受けた後、申立人は、「A社には、昭和20年9月1日に本採用となって以降、23年4月30日まで船員として勤務していたので、そこまでの期間について船員保険の被保険者記録を認めてほしい。」として再度申立てを行っているが、i）船長が船員手帳を渡してくれなかったとして申立人は船員手帳を所持していないことから、乗船期間を確認できないこと、ii）申立人が思い出した船長及び元同僚の所在は確認できないことから、当時の勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができないこと、iii）当該事業所の船員保険被保険者名簿を縦覧しても、既に確認されている記録（20年9月1日資格取得、21年1月13日資格喪失）のほかに、申立期間における申立人の被保険者記録は見当たらないなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、25年8月7日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、申立人が船に乗っていたことを知っている元同僚及び同級生に確認してほしいと申し立てているが、元同僚は、申立人の勤務期間を覚えていない上、同級生は、申立期間当時の具体的な勤務については覚えておらず、当時の勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5450（事案 314 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から31年12月10日まで  
② 昭和31年11月10日から34年4月7日まで  
③ 昭和34年5月21日から36年4月15日まで  
④ 昭和36年4月20日から39年1月1日まで

私は、会社退職後に脱退手当金を受給したことになっているが、私としては一切もらった記憶は無いので、新たな事情や資料は無いが、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年3月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、ii) 入院していたので、脱退手当金を受給していないと主張しているが、支払決議日後に受給することは可能であることなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成20年12月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、前回の申立てと同趣旨の退職時の状況等を記載した書面を提出しているため、再度、複数の元同僚に照会したが、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は確認できない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である4回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立

期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人は受給していないと主張するのみで、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月頃から37年9月頃まで  
② 昭和48年8月1日から51年4月まで  
③ 昭和51年4月から63年4月1日まで

私は、昭和28年12月頃から37年9月頃までA法人に、39年10月から51年4月までの期間はB事務所に、51年4月から平成9年11月までの期間はC社に勤めたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人は、A法人に勤務していたと主張している。

しかし、A法人の事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、当該事業所において昭和48年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、63年4月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、当該事業所が加入していたD健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳の被保険者記録もオンライン記録と一致しており、申立期間①における被保険者記録は無い。

また、A法人は、昭和36年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち同年1月31日以前は適用事業所になる前の期間である。

さらに、A法人の清算人は、「申立人の同事業所の厚生年金保険被保険期間は国の記録で間違いないと思う。申立期間①は、学生アルバイトで時折来ていたのかもしれないが、正職員として勤務はしていない。申立期間①に係る申立人の厚生年金保険の届出及び厚生年金保険の納付はしていない。」と回答している。

加えて、申立人が氏名を挙げた元同僚のA法人における被保険者記録は見当たらず、連絡先が不明のため証言を得られないことから、当該事業所の被保険者名簿において申立期間①に被保険者資格を取得した30人の氏名を挙げて、申立人に確認を求めたところ、申立人は「創業者とその妻と思われる被保険者以外の氏名は覚えが無い。」と回答している上、上記被保険者のうち所在の判明した5人に照会したところ、このうち4人は「申立人を知らない。」と回答しており、残る1人は「申立人を知っている。」と回答しているものの、記憶する申立人の職種が申立人の申述する職種と異なっており、申立人であることが特定できず、申立人の申立期間①における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、B事務所に勤務していたと主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立人は申立期間②のうち昭和48年8月を除く期間においてA法人の厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる上、B事務所の合併後の事業所であるE法人は、「申立期間②当時の厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かについては不明である。また、申立期間②当時、B事務所に在籍していた者へ確認したところ、その者から、『正社員であれば厚生年金保険料が控除されていたと思われるが、申立人は、同事務所において正社員から非常勤となり、その後退職した。』とする供述が得られた。」と回答している。

また、元同僚の一人は、「申立人は自分の会計士事務所が忙しくなり、昭和48年8月から非常勤になったと思う。」と回答しており、49年頃に入所した別の元同僚は、「私が入所したときは、申立人は独立しており、いなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は、「提出した有価証券報告書によると、私は、昭和51年4月にC社の取締役就任している。B事務所に在職中に社長に来てほしいと言われたのがC社への入社きっかけである。C社の年金記録の直前にA法人の年金記録があるが、そのようなことはない。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立人は申立期間③においてA法人の厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる上、C社は、「申立人は申立期間③の始期である昭和51年4月に取締役就任したが、当社の保管する手書の台帳には、63年4月1日に健康保険及び厚生年金保険の被保

険者資格を取得したことが記載されている。また、申立期間③当時の資料は無く、厚生年金保険料の控除及び申立てどおりの届出を行ったか否か不明である。」と回答している。

また、申立人から提出された有価証券報告書により確認できる役員であった者に照会したが、具体的な供述は得られず、申立人の申立期間③における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 31 日から 46 年 10 月 29 日まで

私は、昭和 43 年 3 月に A 農業協同組合（現在は、B 農業協同組合）に就職し、申立期間を含めて、平成 22 年 1 月まで継続して同農業協同組合に勤務していたが、申立期間に係る農林漁業団体職員共済組合員としての加入記録が無い。給与から申立期間に係る掛金を控除されていたはずなので、申立期間を農林漁業団体職員共済組合員の期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険の加入記録並びに元同僚の供述から、申立人が申立期間において A 農業協同組合に勤務していたことは認められる。

しかし、農林漁業団体職員共済組合から提出された A 農業協同組合における組合員資格喪失届及び組合員資格新規取得届において、申立人は昭和 44 年 7 月 31 日に同共済組合の組合員資格を喪失し、46 年 10 月 29 日に新たな個人番号で再度、同共済組合の組合員資格を取得していることが確認でき、当該喪失日及び再取得日は、オンライン記録と一致している。

また、B 農業協同組合から提出された A 農業協同組合における昭和 44 年標準給与定時決定基礎届には、申立人が同年 7 月 31 日に農林漁業団体職員共済組合の組合員資格を喪失した旨の記載が確認できる上、同じく、B 農業協同組合から提出された組合員資格異動届等処理済通知書には、申立人が同共済組合の組合員資格を喪失したことにより、申立人の同年 8 月分の掛金額が減額され、「0 円」となっていることが確認できる。

さらに、B 農業協同組合は、「申立期間当時の給与等に関する資料は無い。」と回答しており、申立人の申立期間における農林漁業団体職員共済組合の掛金の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における農林漁業団体職員共済組合の掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、農林漁業団体職員共済組合員として、申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5453 (事案 1189 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 10 日から 39 年 1 月 31 日まで  
② 昭和 39 年 5 月 1 日から 44 年 12 月 21 日まで

私は、平成 19 年 8 月 14 日に A 社会保険事務所 (当時) に厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書を提出したところ、B 社の厚生年金保険の加入期間については、脱退手当金支給済みのため、年金額には算入されないとの回答を受けた。一生大事にしなければならない年金を脱退するわけがないし、脱退手当金も受給した覚えがないので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者原票に「脱手 25,015 円支給済」と記載されているとともに、当該原票上の申立人の氏名は、昭和 44 年 12 月 25 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は 45 年 3 月 11 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然であること、ii) 申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会 (当時) の決定に基づき、平成 21 年 10 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる新たな資料や情報は提出されておらず、そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。